

伊勢市農業委員会 第203回 総会議事録

日 時	令和4年11月15日(火) 13時55分～14時39分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>16名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 6番 神廣 敏夫 7番 中澤 利吉</p> <p>8番 中西 重喜 10番 中西 正平 11番 北村 安弘</p> <p>12番 山口 和男 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉</p> <p>15番 出口 勝信 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭</p> <p>18番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>3名</p> <p>5番 川端 善宏 9番 東浦 弘行 19番 森北 雅博</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美(局長)</p> <p>中野 雅之(係長)</p> <p>上野 結女(会計年度任用職員)</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶(会計年度任用職員)</p>
会議録署名者	7番 中澤 利吉 16番 奥野 隆史
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)</p>
報告事項	<p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>2. 農地法第5条の規定による許可の取消について</p> <p>3. 農地利用変更届出書について</p> <p>4. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)</p>

<p>議 長</p>	<p>5. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より） 6. 一時転用の完了報告について 7. その他</p> <p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第203回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>16</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、 7番の中澤 利吉さん 16番の奥野 隆史さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図及び正誤表と差替え議案1枚を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。</p>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は4件、田が3筆1,669㎡、畑が3筆1,153㎡の計6筆2,822㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は前山町の畑2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は前山町地内 養命神社より北へ60mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

2番、こちらにも売買でございます。受人は鹿海町の田1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内 鹿海神社より南へ100mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

3番、こちらにも売買でございます。受人は御菌町高向の畑1筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町高向地内 高向西公園より南西へ360mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ(1-2)をご覧ください。

4番、こちらは贈与でございます。受人は御菌町長屋の田2筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町長屋地内に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>2ページをお願いします。</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が35筆31,386㎡、畑が2筆356㎡の計37筆31,742㎡でございます。</p> <p>次ページ(2-1)をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは令和元年12月12日付で農地法第5条にて許可した、贈与による住宅及び農業用倉庫の建築でございました。申し出によりますと、譲渡人が亡くなり相続登記後に転用計画を見直し、1806-4のみを住宅用地として利用することとなったため変更申請するものでございます。なお、転用申請が【4条-2番】で提出されておりますので、詳細は改めてご説明いたします。また、1800-2については、報告事項の【2-2番】で許可の一部取消がされております。</p> <p>次ページ(2-2)をご覧ください。</p> <p>2番、こちらは平成29年7月6日付で農地法第5条にて許可した、賃貸借による遊技場等の建設でございます。申し出によりますと、当初の排水計画に基</p>

づいて調整池を施工することについて、隣接する国道23号に影響があることが判明し、全体計画を見直す必要があったため未着工でした。今回、その協議が終了したために全体計画見直したところ、建築面積、駐車台数等が大きく変わったので、変更申請するものでございます。

議案第2号は、以上2件でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係

長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が1筆432㎡、畑が1筆333㎡の計2筆765㎡でございます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は西豊浜町の田1筆を貸資材置場に整備した後、池田建設株式会社に貸し出したいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より南西へ440mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、申請者が令和4年6月頃に土を搬入し整地してしまつたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いま

したが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてはコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことをごさいます。

2番、こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計画変更にもなつて、改めて申請された案件にごさいます。本案件は事業計画変更の申請者でもあり、朝熊町の畑1筆を、自身の住宅 平屋建て一棟 建築面積108.08㎡としたいとの申請にごさいます。

申請地は、朝熊町地内 近鉄朝熊駅より北西へ300mに位置する第3種農地にごさいます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は32%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてはコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

議案第3号の説明は、以上でごさいます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでごさいますので、3号議案を許可いたしたいと思ひますが、ご異議ごさいませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでごさいますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は13件、内訳といたしまして、田が13筆8,957㎡、畑が2筆308㎡の計15筆9,265㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、こちらは賃貸借でございます。受人は岡本3丁目の田1筆を借り受けて、調剤薬局1棟(ドライブスルー対応型)建築面積93.30㎡と駐車場8台分としたいとの申請でございます。申請地は岡本1丁目地内 市立明倫小学校より南西へ320mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて西側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁とフェンスを設置するとのことでございます。

なお、本案件は次に審議する2番と隣接していますが、フェンスによって分断されているため都市計画法第29条に基づく開発案件に該当しないことを担当部署に確認済みでございます。

2番、こちらは売買でございます。受人は、岡本3丁目の田3筆を譲り受けて、病院1棟 建築面積392.75㎡と駐車場等としたいとの申請でございます。申請地は岡本1丁目地内 市立明倫小学校より南西へ310mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

3番、こちらでも売買でございます。受人である小木町でOA機器販売業等を営む株式会社アクト 代表取締役 中村 良さんが、小木町の田1筆を譲り受けて、駐車場30台分と進入路としたいとの申請でございます。申請地は小木町地内 小木墓地より南へ100mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで東

側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することをございます。

4番、こちらもお買でございます。受人である下野町で運送事業等を営む有限会社竹内建材 代表取締役 竹内 伸行さんが、大湊町の田1筆を譲り受けて、事務所と倉庫 各1棟 建築面積計 187.97 m²及び駐車場等としたいとの申請にございます。申請地は大湊町地内 市立みなと小学校より北へ 170mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、譲渡人が平成20年頃に農地以外への土地利用をしてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置することをございます。そして本案件は、転用面積が 1,000 m²を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

5番、こちらは使用貸借でございます。借人が父名義の西豊浜町の田1筆を借り受けて、申請地に住宅2階建て1棟 建築面積 52.17 m²とカーポート 33.57 m²を建てたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 丁塚古墳より南へ 140mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は22%、排水は合併浄化槽をへて西側既道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置することをございます。

6番、こちらもお買でございます。

借人が父名義の西豊浜町の田1筆を借り受けて、同じく父名義の宅地 264.4 m²と一体利用して、申請地に住宅2階建て1棟（一部増築）建築面積 111.69 m²としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 丁塚古墳より西へ 240mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、平成20年に自宅を新築した時から一部を駐車場として利用していたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は31%、排水は増築部分から生活雑排水が発生しないため雨水のみで東側既道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することをございます。

7番、こちらは売買でございます。受人は村松町の田1筆を譲り受けて、譲渡

人から同時購入する宅地 16.77 m²と一体利用して、駐車場 8 台分（家族用 5 台と来客用 3 台）と進入路としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 市立北浜小学校より北西へ 170m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

8 番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である小木町で土木建築工事業等を営む朝日丸建設株式会社 代表取締役 牧原 康さんが、三重県が発注した令和 3 年度 総流防（河川） 第 A 08-42 号 0003 号 一級河川五十鈴川 河川改修（堤防強化対策）工事（その 2）を受注した関係で、鹿海町の田 1 筆を令和 5 年 2 月 28 日まで賃貸借により借り上げて、工事用の仮設事務所としたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 鹿海揚水機場に隣接する農用地区域内農地にございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。本申請につきましても、令和 4 年 9 月に賃貸借契約を結んだときに、利用借地の登記内容の確認を怠り、仮設事務所を設置してしまったとのことで、始末書が添付されております。現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として隔離を行うとのこととございます。

9 番、こちらは売買でございます。受人である御菌町で不動産業等を営む株式会社さくら不動産 代表取締役 地崎 敬太さんが、小俣町元町の畑 1 筆を譲り受けて、隣接する雑種地 377 m²の内 156.9 m²と一体利用して、分譲宅地 1 区画としたいとの申請にございます。通常の農地転用では建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 4 条第 6 項第 3 号及び農地法施行規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は小俣町元町地内 伊勢市小俣総合支所より東へ 130m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は北西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置すると

のことでございます。

10番、こちらも売買でございます。受人である松阪市平生町で不動産業等を営む株式会社石井書店 代表取締役 石井 宏明さんが、小俣町明野の田1筆を譲り受けて、長屋住宅1棟 建築面積236.3㎡としたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 陸上自衛隊明野駐屯地より北西へ260mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は北西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

11番、こちらも売買でございます。受人は小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積74.49㎡としたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より南東へ190mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、平成30年2月14日に5条許可を得ていたものを報告事項【2-3番】で取消し後の申請となり、現地調査も行いましたが、内容のおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は31%、排水は北側既下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

12番、こちらも売買でございます。受人である伊勢市小俣町湯田で自動車整備業を営む株式会社橋本自動車工業 代表取締役 橋本 一喜さんが、小俣町湯田の田1筆を譲り受けて、駐車場15台分としたいとの申請でございます。申請地は小俣町湯田地内 湯田墓地より南へ170mに位置する第1種農地でございます。第1種農地ですと原則不許可となることところでございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハ及び農地法施行規則第35条第1項第5号に「既存の施設の拡張(拡張に係る敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」という規定がございます。申請者である橋本自動車工業の敷地面積は6,865.89㎡で、自社の敷地につきましては、公図及び現況写真の添付をもって申請され、事務局も現地を確認しました。今回申請された土地の面積は507㎡で半分以下でございます。よってこの規定を満たすものとして今回上程するものでございます。既に、これまでも転用により面積が増えているので、今回の広さが必要なのかを確認したところ、分散している現状の事業用及び従業員用駐車場をまとまってより効率よく使えるように整備することが必要なためとのことでございました。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで西側既

設排水路へ放流とし、被害防除はコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

13番、こちらも売買でございます。受人は、御菌町小林の田1筆を譲り受けて、住宅兼店舗2階建て1棟 建築面積116.76㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町小林地内 小林公民館より南西へ260mに位置する第2種農地でございます。本申請につきましては、以前に5条許可を得ていたとのことで、現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は合併浄化槽をへて南側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、2番、4番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木
(農林水産課)

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は123件で、田が196筆の234,042㎡、畑が66筆の36,246㎡、計262筆の270,288㎡でございます。次のページの農地利利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇1年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ6筆の4,952㎡。

◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ2筆の2,730㎡。

◇4年間の利用権（賃貸借権）の設定が26件で、畑のみ44筆の17,439㎡

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が12件で、

田が30筆の26,721㎡、畑が4筆の2,875㎡、計34筆の29,596㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が2件で、田のみ5筆の3,697㎡

◇9年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の2,921㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が35件で、

田が77筆の98,910㎡、畑が2筆の2,330㎡、計79筆の101,240㎡

◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が2件で、田のみ6筆の2,158㎡

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が31件で、

田が69筆の91,953㎡、畑が2筆の2,330㎡、計71筆の94,283㎡。

◇15年間の利用権（賃貸借権）の設定が6件で、畑のみ7筆の5,636㎡。

◇15年間の利用権（賃貸借権）の移転が6件で、畑のみ7筆の5,636㎡。

以上件数は123件で、田が196筆の234,042㎡、畑が66筆の36,246㎡、計262筆の270,288㎡でございます。転貸抜きの件数は86件で、田が127筆の142,089㎡、畑が57筆の28,280㎡、計184筆の170,369㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしく願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ござ

いませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことですので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農用地利用集積計画の中途解約について

……9件(説明内容記録省略)

2. 農地法第5条の規定による許可の取消について

……3件(説明内容記録省略)

3. 農地利用変更届出書について

……5件(説明内容記録省略)

4. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より)

……1件(説明内容記録省略)

5. 時効取得所有権移転の通知書について(津地方法務局伊勢支局より)

……1件(説明内容記録省略)

6. 一時転用の完了報告について

……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま す。</p>
係 長	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>11月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月28日（月） 泉 一嘉 委員、 大西 正義 委員 ・ 11月29日（火） 川端 善宏 委員、 奥野 隆史 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第203回の総会を 閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうご ございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____